特別支援教育の教員研修プログラム

-教育行政と教育現場との連携による-

田邉正明*1·松本裕子*2

Teacher Education in Special Support Education
-Co-operation between a Board of Education and a School-

Masaaki Tanabe* and Hiroko Matsumoto **

要旨

今、学校教育に期待されている特別支援教育の視点のキーワードは、「専門性の習得と人材育成」である。このことは車の両輪のように、計画性と系統性を持ったプログラムで指導的立場の教員の人材育成できるかが鍵になる。したがって、個人研鑽では限界があるので、教育行政により指導者育成のプログラムやシステムを構築し、その後人材活用にする必要がある。

本稿は、A市の特別支援教育の中核を担う人材の育成システムやプログラムを教育行政が、教育現場と連携して構築し、教員の専門性を向上させ、A市の特別支援教育の推進を図った教育実践記録である。企画準備編と実践編に分け2年間で纏める。

キーワード:特別支援教育の人材育成 教育行政と教育現場の連携 特別支援教育の専門性の習得

はじめに

文部科学省ホームページの『特別支援教育』の表記には、「障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。」と書かれている。

特別支援学校の教員は、小学校・中学校・高等学校 又は幼稚園の教員の免許状のほかに、特別支援学校の 教員の免許状を取得することが原則となっている。 様々な障がいについての基礎的な知識・理解と、特定 の障がいについての専門的内容を大学等で学び専門性 を習得している。

しかし、特別支援学級や通級による指導は、小学校・中学校の教員免許状を持っている教員が担当することができるという、いわゆる「とりあえずの免許規定」のままであり、個人レベルでかなりの研修を積んでいる教員もいるものの、専門性については脆弱である。

文部科学省のいう、教育的ニーズを把握し、適切な 指導及び必要な支援を行うためには、指導者の専門性 が問われる。したがって、専門性が無いなら習得でき るような人材育成を行う必要がある。個人レベルの単 発的研修に大きな期待をしていては到底、保護者や障 がいのある子どものニーズに応えられない。

この教育実践は、平成 24~26 年度の 3 か年に実際実施された取り組みである。

当時、特別支援教育研究団体の県会長や全国理事、特別支援学級設置小・中学校校長会の県会長や全国理事を歴任していた私とA市の教育委員会で特別支援教育や就学指導を主に担当していた指導主事が中心になって企画・説明し、教育行政は元より、A市の議会や財政当局の承認や支援を受けて、教育行政が全ての小中学校を対象として連携して「専門性の習得と人材育成」を図った実践である。すなわち「オールA市体制」で、特別支援教育担当教員(指導者)の専門性と人材育成に務めた実践である。

この実践は、事業名を「A市特別支援教育推進プラン教職員編」と名付けられ、特別支援教育関係教員の指導力・調整力向上を中心とした人材育成をめざしたものとして、教育委員会の多大なバックアップの元、実施された。

事業名の通称は、「スプラウト・トレーニング(Sprout training)」と呼ばれ、略称は「スプトレ(Sprout training)」であった。ちなみに、スプラウトとは双葉のことで、 県教委の「リーフ事業」の成長してリーフ(葉)になることに対応するよう、A市独自のトレーニング(研修)を実施しようとの意味が込められていた。

事業の概要(構想・企画・準備等編)

- 1 事業の必要性の背景
- (1) 特別支援教育に期待されている内容の背景 (文部科学省のホームページ「特別支援教育につい て」を参考・引用)

①理念の理解…対象の拡大

これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知 的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を 必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校にお いて実施されるものである。

②校長の責任の明確化

校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが 特別支援教育や障がいに関する認識を深めるととも に、リーダーシップを発揮しつつ、体制の整備等を 行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導 する必要性がある。

③校長の実践…体制整備や組織の機能化

*特別支援教育に関する校内委員会の設置 校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を 確立し、発達障がいを含む障がいのある幼児児童 生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、 校内に特別支援教育に関する委員会を設置するこ とが義務付けられた。

*実態把握

在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得る説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。発達障がい等の障がいは早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うことになった。

*特別支援教育コーディネーターの指名と役割 校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役 割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」 に指名し、校務分掌に明確に位置付けことが義務 付けられた。

コーディネーターは、主に、校内委員会・校内研 修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保 護者からの相談窓口などの役割を担う必要がある。

- *関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」 の策定と活用をはかること。
- *「個別の指導計画」の作成すること。
- *教員の専門性の向上

校内での研修を実施したり、教員を校外での研修 に参加させたりすることにより継続的な専門性の 向上を図る必要がある。

④特別支援学校の責任…専門性の発揮と支援

地域における特別支援教育のセンター的機能 専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支 援教育のセンターとしての機能の充実を図る。学校 の要請に応じて、発達障がいを含む障がいのある幼 児児童生徒のための個別の指導計画や支援計画策定 への援助に努めなくてはならない。

⑤教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会は、障がいのある 幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別 支援教育を推進するための基本的な計画を定めるな どして、各学校における支援体制や学校施設設備の 整備充実等に努める必要がある。

特に、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、 医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護 者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置する など、地域の協力体制の構築を推進する必要性がある。

また、教育委員会においては、障がいの有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施(障がいのある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。)についても、可能な限り行う。障がいのある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けた学校教育法施行令第18条の2に鑑み、小学校において障がいのある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応することになった。

⑥教育活動上の配慮…指導の留意点

*障がい種別と指導上の留意事項

障がいのある幼児児童生徒の支援に当たっては、 障がい種別の判断も重要であるが、当該幼児児童 生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心が ける必要がある。

*学習上・生活上の配慮

円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、

必要な配慮を行う必要がある。

*生徒指導上の留意事項

障がいのある幼児児童生徒は、その障がいの特性による困難を有しているため、生徒指導上も十分な配慮が必要である。いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、その背景に障がいが関係している可能性など、十分留意しつつ慎重に対応する必要があるため、生徒指導担当にあっては、障がいについての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を整えておくことが重要である。

*交流及び共同学習、障がい者理解等

障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、組織的、計画的、継続的に実施する。障がいのある同級生などの理解について指導を行う際は、指導対象の発達段階や、プライバシー保護等に十分配慮する必要がある。

*支援員等の活用

障がいのある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うための支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮する必要がある。

*学校間の連絡

障がいのある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校 間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施で きるようにする、必要に応じ、福祉、医療、保健、 労働関係機関との連携を図る必要がある。

(2)特別支援教育の学校における現状と課題から ①全体的…教員等に専門性がないことによる閉塞感が ある。

②学校では ※2 参照

- ・校長…特別支援教育に対して、校長自身も情報不足 や研修不足による弱さがあり、教育委員会や専門家 に頼る傾向がある。コーディネーケーも支援学級担任も人柄 や学校都合等で選び、専門性を重視したり、専門性 を向上させる研修に出したりする積極推進策がない。
- ・教員…特別支援教育の研修や担任承諾等に対して消極的で、若手の教員の担当が少ない。(高齢のベテラン教師の担任が多い)

通常学級の気になる子の対応が特別支援なのか生徒 指導なのか区別がつかないまま、指導している。 コーディネーターが機能していない。役割理解が今 一歩である。

③保護者では

- ・障がい受容…なかなか受け入れられない、または受け入れない(否定する)。どれだけ情報化社会になっても、親になるのは初体験で戸惑いが大きい。
- ・就学(入学)…「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第55号)」において、障がいのある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと(学校教育法施行令第18条の2)に鑑み、小学校において障がいのある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応することになっている。障がいの有無や軽重にかかわらず、認定就学の制度も含め通常の小学校や通常学級へ就学するケースが増えている。国連やメディアが教化するインクルーシブ教育の浸透も進んでいる。
- ・親のニーズ…専門的な特別支援教育の指導を求める 声と通常学級での交流や共同学習を中心とした指導 を求める二極化になっている。どちらも教員の指導 力への期待は大きい。学校教育への期待が大きい分 要求も多い。また、期待通りでないことへの落胆は 大きく、担任や校長の力量不足を指摘する苦言が増 えてきている。
- ・ADHDやLD等…専門的な機関(医療機関等)で説明を受けるまで、担任の指導力不足による未熟な授業や友達関係のトラブル未解決と思っているため、特別支援教育の指導を求める声になっていない。

④教職員研修及び人材育成の方策

- ・文部科学省や各都道府県教育委員会
 - *専門性の育成 ○研究・研修等を行う機関…独立行政法人国立特別
- ○研究・研修等を行う機関…独立行政法人国立特別 支援教育総合研究所や各都道府県等の特別支援教 育センター。
- ○人材育成…独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、特別支援教育に関する実際的・総合的研究、特別支援教育担当教員や特別支援教育センター等の教育相談員などに対する研修、教育相談などを行っている。

なお、これらの機関で行われている研修や講習会の中には、特別支援学校の教員免許状取得に必要な単位を修得するための免許法認定講習もあり、

特別支援教育の人材育成に大きく寄与している。

- · 三重県教育委員会
 - *人材育成にかかわる施策
 - ○シードプロジェクト…各地域や学校において特別 支援教育の核となる人材を育てる施策
 - ○内地留学制度…県内外の大学や国の機関で短期から長期の研修をうける施策。あすなろ学園や三重大学での研修が有名。
 - ○教職員専門研修…三重県総合教育センターにおける特別支援教育に関わる研修会。特別支援教育コーディネーケー研修や特別支援学級新担当教員研修会等。
 - *人材育成にかかわる課題

市町等教育委員会の特別支援教育を直接指導できる専門性のある人材(指導主事等)が数少ない。 特別支援学校の人材だのみの感が異がめない。 小・中の特別支援教育の教育指導は、特別支援学 校のセンター的機能に期待している。

また、人材育成に関わる施策で育成した人材が市 町等で活躍しているかどうかは市町教委に任せて いる。

- · A市教育委員会
 - *人材育成にかかわる施策
 - ○三重県教育委員会の人材育成に係る施策の活用
 - ○シードプロジェクトや内地留学で育ってきた人 材の教育委員会事務局員等への登用…指導主事 等への登用で指導者育成を図っている。
 - ○教職員専門研修…三重県総合教育センターや市 教育研究所主催の特別支援教育に関わる研修会 への積極的参加を呼び掛けている。
 - ○学校サポーターの配置…専門性のある特別支援 教育支援用の職員(臨時)の配置を行い、各幼小 中学校・園の支援をサポートしている。
 - *人材育成にかかわる課題

県教育委員会同様、特別支援教育を直接指導できる専門性のある人材の数が少ない。特に、各学校の特別支援学級担任やコーディネーターの人材が育っていなくて、人材不足である。

特別支援学校のセンター的機能の利用もコーディネーターの力量不足によりうまく機能していない。 校長は各校での学校運営(校務分掌で人的登用 時)の際、人材不足や特別支援教育の専門性の無 さを口にして、人事上の配置要望を常に出して いる。

2 事業計画

(1) 事業の目標

教育現場である学校に期待されている以下の特別支

援教育の視点に応える事業が必要である。 ①求められている視点…「専門性の習得と人材育成」

②それぞれの視点についての具体的内容

「専門性の習得」

- ・各学校を初め、A市の喫緊の課題は指導者育成
- ・指導者育成用のプログラムやシステムが必要
- ・個人研鑽にのみ頼っていては限界である
- ・保護者ニーズに応えられる専門性を兼ね備えた教職 量が必要
- ・コーディネーターの専門性の習得が充実発展には不可欠であ り、積極的育成支援が必要

「専門性の内容」

- ・人材として…教育委員会(指導主事)、学校(管理職・コーディネーター・教員)への専門的資質獲得と向上
- ・環境として…医療・福祉・相談・特別支援学校等の ネットワーク構築と活用
- ・指導力として…教材教具及び指導方法、教材研究の 向上策と実践力(授業力)
- ・子ども理解として…障がい理解と障がい児理解、対象児の拡大の事実と認識
- ・保護者ニーズ…インクルーシブ教育の推進と深い理 解による教育実践への期待が大きいことへの対応。
- ・啓発と認知…特別支援教育の変遷と変革とイメージ アップ対策

(2)企画と構想

○事業名(仮称) ※3 参照 「A市特別支援教育推進プラン教職員編」

○目的

A市の特別支援教育の中核を担う人材の育成システム(カリキュラム)を作成し、その実践により教員の専門性を向上させ、A市の特別支援教育の推進を図る。その後、特別支援教育についての専門性・指導力・調整力について研修した教員は、各地区及び中学校区において、A市の特別支援教育の課題に対応した活動や支援を実践して、特別支援教育推進にあたる。

- ○時期 平成24~25年度
- ○研修場所

A市立B小学校及び研修指導講師の指定した場所 (特別支援学校や福祉施設等)

○研修講師及び研修指導者

大学教員、

専門性のある県・市教委の指導主事、 特別支援学校の教員やOB並びに校長経験者、 小児科医師、精神科(心療内科)医師 行政職員(福祉・心理等)、 保護者や福祉団体関係者の代表、

県教委推進施策(シードプロジェクト等)の受講経 験のある教員や行政職員、

特別支援学級経験のあるベテラン教員 教材教具販売関係業者 等々

○対象教員

A市立小・中教員(特別支援学級 10 名 通常学級 10 名 特別選抜 5 名)

☆校長の育てたい人材を考慮した学校推薦 ☆中学校区で育てたい人材を考慮し、1名以上を 中学校区で推薦

・内訳

合計25名(各コース5名) *各中学校区(20校区)より1名推薦 *全校区から5名特別推薦

- ○開設コースとコース定員☆特別支援教育コーディネーターコース 5名☆特別支援学級担当教員対象 各コース5名
 - (A) 知的障がいコース
 - (B) 自閉症・情緒障がいコース 肢体不自由・視覚・聴覚障がいも含む ☆通常学級担当教員対象 各コース5名
 - (A) LD、ADHD等発達障がいコース
 - (B) 高機能自閉症及びアスペルガー中心コース
- ○研修カリキュラム <u>※1 参照</u>☆コーディネーターコースの内容…全 35 回
 - I 共通カリキュラム

(法令、福祉制度、保護者ニーズ等)…2回

- Ⅲ 障がい理解カリキュラム (医療、福祉、心理・相談等)…2回
- Ⅲ 授業指導力カリキュラム (指導法、教材教具、経営等)…8回
- IV 実践・協議カリキュラム (事前事後の授業研究と協議)…8回
- V ケース会議カリキュラム (障がい児理解と連携調整等)…6回
- VI 実践推進プログラム…9回 中学校区別研修会の開催 A市の特別支援学級・通常学級の実態把握 個別支援ファイルの見直し 各コースでのケース会議の開催 アドバイザーとコーディネート 各コースでの授業研究・教材開発 実地研修

☆特別支援教育及び発達障がいコース…全 26 回 Ⅰ 共通カリキュラム (コーディネーターコースと同じ) …2回

- Ⅲ 障がい理解カリキュラム (医療、福祉、心理・相談等)…2回
- Ⅲ 授業指導力カリキュラム (指導法、教材教具、経営等)…8回
- IV 実践・協議カリキュラム (事前事後の授業研究と協議)…8回
- V ケース会議カリキュラム (障がい児理解と連携調整等)…6回
- ○事業実施に対する措置

☆研修参加教員の所属校への措置(後補充について) 非常勤講師配置を要望する

☆学校支援

コーディネーターコース…所属学校及び中学校校 区への実務支援(実地研修の設定で派遣)

○予算

☆A市教育予算の教職員研修費…概算30万円/年 ☆内訳…講師報酬及び交通費及び消耗品費

(3) 実施計画

- ○9月…構想・相談(校長と指導主事)
- ○10月…企画案作成(関係機関との問合せ)
- ○11月…企画案の教育委員会での検討
- ○12月…教育委員会案(行政提出案)作成・推敲 予算に係る事業説明と事業案検討
- ○1月…事業案の議会と行政用説明書作成・訂正
- ○3月…議会(予算案)提案と審議→事業の承認 承認後→研修会場の準備及びテキスト作成
- ○4月…事業開始

おわりに

今回の教育実践は、教育行政の担当者が学校や学校 長との連携で、特別支援教育の専門性と人材育成を目 指した事業を構想・企画から行政施策として実現する プロセスや内容をまとめた謂わば「準備編」である。

この事業は、企画の段階では2年間の構想であったが、実は3年間にわたって実施された一大プロジェクト事業となり、県教委の支援応援も受けたのである。人材育成に参加した教員も60名にのぼり、その後、各中学校区活躍する人材となっている。担当した教育行政側の指導主事として、就学指導を担当していた私は、この事業のおかげで保護者に対して、「専門性を持つ優れた人材が育っている担当教員の居る学校です。胸をはって、就学・進学大丈夫ですよ。しっかりお子様の教育を担当します。」と言えるようになったことを記憶している。次回(来年度)は、今回の構想案を受けて、実際、実施された事業を纏めるつもりである。

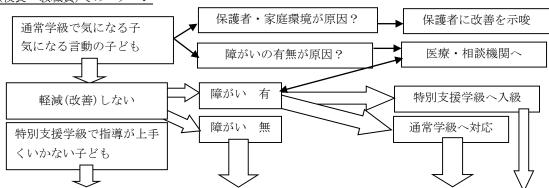
※1 育成・養成カリキュラム(抜粋)

<u>**1</u>	講座		ヤュラム(<u>抜枠)</u> 知的障がいコース	自閉症コース	コーディネーター養成コース		
1	HIT/-L	I -(1)		7.1.0			
	第		共通プログラム「特別支援教育一般(関係法令、福祉制度、教育制度等)」				
2	1 週	II -(1)	障がい理解	障がい理解	全障がいについて、5人で担当を決め		
			(担当障がい)	(担当障がい)	報告書作成し、全員に配布		
3		V-(1)			内容・資料準備等の基礎的講座)		
	h-h-				当児の特性についての資料づくりをする		
	第 2				ワアドバイスをする。今後の予定を決定。		
4	週	V-2	ケース会議①	ケース会議①	5人は別々のコースに分かれて入り、		
			担当障がい児理解	担当障がい児理解	コースの司会を務め報告書作成		
			(担当児の特性)	(担当児の特性)			
5		V-3	ケース会議②	ケース会議②	5人は前週と違うコースに分かれて入		
			担当障がい児理解	担当障がい児理解	り、コースの司会を務め報告書作成		
	第 3		(担当児の特性)	(担当児の特性)			
6	週	V-4	ケース会議③	ケース会議③	5人は前週と違うコースに分かれて入		
			担当障がい児理解	担当障がい児理解	り、コースの司会を務め報告書作成		
			(担当児の特性)	(担当児の特性)			
7		V-⑤	ケース会議④	ケース会議④	5人は前週と違うコースに分かれて入		
			担当障がい児理解	担当障がい児理解	り、コースの司会を務め報告書作成		
	第		(担当児の特性)	(担当児の特性)			
8	4 週	V-6	ケース会議⑤	ケース会議⑤	5人は前週と違うコースに分かれて入		
			担当障がい児理解	担当障がい児理解	り、コースの司会を務め報告書作成		
			(担当児の特性)	(担当児の特性)			
9		II -①	授業研究一般(授業研究の	スタイル、運営方法、内容	・ 方法等の基礎的講座)		
	入門者…授業内容・題材・単元等の決定への協議。				アドバイザーコースは司会と報告を担当		
	公		するコースのローテーションを決定する				
	第 5		講師…事前研を兼ねた授業	業づくりのアドバイスをする	5.		
10	週	III-2	授業研究①(検討会)				
			入門者…授業内容・題材	・単元等の決定への協議。			
			講師…事前研を兼ねた授美	業づくりのアドバイスをする	3.		
11		III -(3)	授業研究①	授業研究①	5人は別々のコースに分かれて入り、		
			単元…教科(国語)	単元…教科(国語)	担当コースの授業に参加する		
	第		所属校での実践	所属校での実践			
12	6 週	IV-(1)	研究協議①	研究協議①	今回担当のコース司会を務め、それぞ		
			単元…教科(国語)	単元…教科(国語)	れ5人が報告書を作成する		
			所属校での反省会	所属校での反省会			
13		III-(4)	授業研究②単元…生活	授業研究②単元…生活	5人は前週と違うコースに分かれて入		
			単元所属校での実践	単元所属校での実践	り、担当コースの授業に参加する		
14	第 7	IV-2	研究協議②	研究協議②	今回担当のコース司会を務め、それぞ		
	週		単元…生活単元	単元…生活単元	れ5人が報告書を作成する		
			所属校での反省会	所属校での反省会	. , . , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
15		III-(5)	授業研究③	授業研究③	5人は前週と違うコースに分かれて入		
10	第 8	ш	技来明先の 単元…教科(算数)	技未明先の 単元…教科(算数)	り、担当コースの授業に参加する		
	週		単元…教科(昇級) 所属校での実践	単元…教科(昇級) 所属校での実践	フ、15コー ハツ汉未に参加する		
			別馬仪での夫政	別周収(ツ夫岐			

16		IV-3	研究協議③	研究協議③	今回担当のコース司会を務め、それぞ		
			単元…教科(算数)	単元…教科(算数)	れ5人が報告書を作成する		
			所属校での反省会	所属校での反省会			
17		III-6	授業研究④	授業研究④	5人は前週と違うコースに分かれて入		
			単元…作業学習	単元…作業学習	り、担当コースの授業に参加する		
	第 9		所属校での実践	所属校での実践			
18	週	IV-4	研究協議④	研究協議④	今回担当のコース司会を務め、それぞ		
			単元…作業学習	単元…作業学習	れ5人が報告書を作成する		
			所属校での反省会	所属校での反省会			
19		III-(7)	授業研究⑤	授業研究⑤	5人は前週と違うコースに分かれて入		
			単元…日常生活学習	単元…SST(ソーシャルスキル)	り、担当コースの授業に参加する		
	第 1		所属校での実践	所属校での実践			
20	O 调	IV-(5)	研究協議⑤	研究協議⑤	今回担当のコース司会を務め、それぞ		
	7.53		単元…日常生活学習	単元…SST(ソーシャルスキル)所	れ5人が報告書を作成する		
			所属校での反省会	属校での反省会			
21		III-®	授業研究⑥	授業研究⑥	全障がい全般		
			単元…教科(国語)	単元…教科(算数)	司会役として5人、分かれて参加		
	第 1		B小での実践	B小での実践			
22	1	IV-6	研究協議⑥	研究協議⑥	全障がい全般		
	週		単元…教科(国語)	単元…教科(算数)	代表司会者を決め、残りの4人でが報		
			B小で反省会	B小で反省会	告書を作成する		
23		IV-(7)	研究協議⑦⑧				
	第 1		発達障がい児も含めた障が	がい児(者)団体や親の会の何	代表から学校教育、特に特別支援教育の		
24	2 调	IV-(8)	担当者に期待すること、	ところを語っていただき、その後協議す			
4 1	適	1v -@	る。(例 手をつなぐ親の会・日本自閉症協会三重支部・アスペエルデの会等)				
25	第 1	II -2	特別支援教育と特別支援教育コーディネーターとの関係。 コーディネーターの役割と連携・調整力について。				
26	3 调	I -2	共通プログラム「特別支援教育一般(終了にあたって、A市の特別支援教育の現状と課題)」				

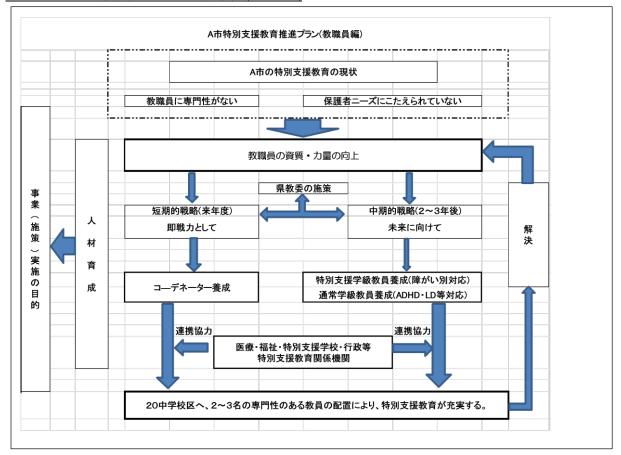
※2 学校の現状

◎学校(校長・教職員)でのパターン



気になる言動の原因が分かって(分かってて)も、指導法を考え、具体的に教育指導をするのは学校(教職員)である。軽減(改善)されないまま日々を送る幼児児童生徒がいて、何らかの障がいの疑いがあるのなら、特別支援教育の範疇と考える。そのための学校体制を含めた整備、特に専門性のある人材育成が急がれる。

※3 A市特別支援教育推進プラン教職員編(ポンチ図)



参考文献·資料等

本文の参考にした文献

- ①文部科学省ホームページ 「特別支援教育について」
- ②中央教育審議会(平成17年12月8日)

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」

③21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議(平成13年1月) 「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」

資料の参考にしたもの

※1 育成・養成カリキュラム…「平成3年度 特殊教育センター等相談員研修会」研修会カリキュラム 国立特殊教育総合研究所主催(現、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

筆者・共著者

- *1 三重大学大学院教育学研究科
- *2 A市立C小学校